国民健康保険料の納め忘れにご注意ください

～11月は国保月間です～

病気やけがをしたとき、マイナ保険証や資格確認書を医療機関に提示することで自己負担は２～３割になり、残りの７～８割は国民健康保険（以下、国保）が負担しています。加入者の皆さんが納める国民健康保険料（以下、国保料）は大切な財源です。納め忘れにご注意を。お問い合わせは、国保年金課資格・給付班☎421-6742保険料班☎421-6743へ。

国保料の納付は口座振替で

国保料の納付方法には、普通徴収と特別徴収の二つの方法があります。普通徴収は口座振替または納付書で、特別徴収は年金からの天引きで納付します。

普通徴収は、納め忘れのない口座振替が便利です。右表の三つの方法で申し込みができます。

	申し込み方法	申し込み場所	必要書類	期限
キャッシュカードで申し込む	・専用の端末に金融機関のキャッシュカード（ＩＣ専用カードは不可）を読み取らせる ・口座名義人本人以外は申し込み不可	市役所と支所（連絡所は除く）	・キャッシュカード ・顔写真付きの身分証	納期月の１か月前まで
インターネットで申し込む	・市ホームページの「Ｗｅｂ口座振替受付サービス」で申し込む ・口座名義人本人以外は申し込み不可	ご自宅など、インターネットが利用可能な場所	・通帳 ・キャッシュカード	納期月の１か月前まで
口座振替依頼書で申し込む	・「口座振替依頼書」を提出	市内の銀行、市役所、支所、連絡所	・通帳 ・銀行届出印	納期月の２か月前まで

スマートフォンから納付ができます

納付書による支払いは、スマートフォン決済アプリを利用して、24時間キャッシュレス決済で納付することができます。詳しくは市ホームページを確認してください。

健康保険に加入したら国保をやめる手続きを忘れずに

社会保険など新しく別の健康保険に加入した人は、国保を脱退する届け出が必要です。新しく加入した健康保険の資格確認書または資格情報のお知らせ（以下、資格確認書類）を持って、市役所か支所・連絡所で手続きをしてください。

また、必要事項を記入した国民健康保険届、新しい資格確認書類のコピー、国保の資格確認書類を郵送しても手続きができます。

国保料には軽減措置があります

国保料には、均等割・平等割・所得割があり、所得が少ない世帯には均等割・平等割を軽減する制度があります。軽減を受けるためには、公的年金以外の収入について、世帯主と被保険者の申告が必要です。収入が少ない人も市県民税の申告を行ってください。世帯主の所得は、国保に加入していない場合でも軽減判定の際に加算されます。

滞納処分を強化しています

国保料を完納している世帯との公平性を保つため、滞納処分を強化しています。滞納している世帯には、財産調査を行います。その結果、納付できるだけの財産があることが分かった場合は、差し押さえなどの滞納処分を行います。

●納付に関する相談を行っています

納付相談員が未納世帯の訪問もしていますので、支払いが困難な場合はご相談ください。また、毎月１回、日曜日に市役所で休日納付相談を行っています。日時は、事前に市ホームページや広報やちよで確認してください。

マイナンバーカードを健康保険証として利用しましょう

マイナンバーカードの健康保険証利用の申し込みをすると

●マイナポータルでご自身の特定健診情報や薬剤情報・医療費通知情報が見られるようになります。

●限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額以上の支払いが不要となることがあります。

●本人の同意があれば、初めての医療機関でも今まで処方された薬の情報が医師などと共有できます。利用申し込みは、①マイナポータル、②セブン銀行ＡＴＭ、③医療機関・薬局の受け付けで行うことができます。

マイナンバーカードの電子証明書の更新をお忘れなく

マイナンバーカードに書き込まれた電子証明書には有効期限があります。有効期限は、マイナンバーカード発行日から５回目の誕生日または、マイナンバーカードの有効期間満了日のいずれか早い日までです。期限を過ぎるとマイナ保険証は医療機関などで利用できなくなります。

有効期限が満了する人には、J-LIS（地方公共団体情報システム機構）から「有効期限通知書」が送付されますので、更新の手続きをお願いします。

有効期限の更新手続きに関するお問い合わせは、戸籍住民課☎421-6719へ。

申請によりマイナ保険証を持っている人にも資格確認書を交付します

令和７年８月以降、マイナ保険証をお持ちでない国保被保険者には保険証に代わる資格確認書を交付しています。マイナ保険証をお持ちの人も、必要に応じて資格確認書の交付申請をすることができます。

申請には顔写真付きの本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証等）、申請者が別世帯の場合は、委任状が必要となります。手続き方法は、国保年金課資格・給付班へお問い合わせください。

【このような人はご連絡ください】

●マイナ保険証の利用登録を解除したい人

●マイナ保険証での医療受診が困難な人

農業委員会が意見書を提出しました

市農業委員会は９月15日、農地等の利用の最適化推進施策に関する意見書を市へ提出しました。意見書は、本市の抱える農業上の課題を基に作成したもので、今後の市の農業施策や予算編成に反映されるよう提案しています。意見書は農業委員会事務局、法務課情報公開班、市ホームページで閲覧できます。

（農業委員会事務局☎（４２１）６７９３）

市議会第４回定例会は11月４日㈫に開会します

■日程 ▼４日㈫開会 ▼10日㈫～12日㈭一般質問 ▼13日㈮一般質問、質疑 ▼16日㈪総務・福祉常任委員会 ▼17日㈫都市・文教経済常任委員会 ▼27日㈮総括審議

■本会議と委員会は傍聴できます 傍聴を希望する人は、市役所４階議会事務局で手続きをしてください。▼本会議 午前10時から始まります。当日午前９時から会議終了まで受け付け。先着48人 ▼委員会 開催予定時刻30分前から会議終了まで受け付け。各委員会先着10人（受け付け開始の時点で傍聴希望者が10人を超える場合は抽選）。各委員会の開催時刻は市ホームページか、議会事務局議事課までお問い合わせください。

■インターネット中継と会議録検索システム 本会議の模様は市ホームページで生中継するほか、スマートフォンでも視聴できます。会議の翌日（市の休日を除く）からは録画を見ることができます。会議録は会議録検索システムをご利用ください。

（議事課☎（４８３）１１５１）

インターネット中継

会議録検索システム

市議会議員選挙の立候補予定者説明会を11月５日㈭に開催

12月20日㈰執行予定の市議会議員選挙の立候補に必要な手続きなどを説明。出席する場合は、市ホームページをご確認の上、事前に申し込みをお願いします ▼日時 11月５日㈭午後２時から（開場および受け付けは午後１時30分から） ▼場所 市民会館小ホール （選挙管理委員会事務局☎（４８３）１１５１）

「自転車の 代わりに置こう 思いやり」駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施中

11月30日㈰まで駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施します。放置自転車は、歩行者や車両通行の妨げとなります。自転車駐車場を利用してください。市では、一部の地域を除く市内各駅周辺を放置禁止区域に指定し、放置自転車を移動しています。保管期間は２か月。引き取りは木曜日、祝日などを除く月曜～土曜日午前10時から午後４時までに①住所・氏名を確認できるもの、②自転車の鍵、③移動保管料２２００円を保管場所にお持ちください。 （土木維持課☎（４２１）６７８６）